

モバイルサービスタイプd 契約約款 新旧対照表

旧		新		備考
第3条（用語の定義） （略）		第3条（用語の定義） （略）		
用語	用語の意味	用語	用語の意味	
	本約款およびモバイルサービス タイプd 契約約款に基づいて提供される当社のサービスの総称。当社が定める仕様に基づき提供するサービスであって、次に従って区分されるもの。		本約款およびモバイルサービス タイプd 契約約款に基づいて提供される当社のサービスの総称。当社が定める仕様に基づき提供するサービスであって、次に従って区分されるもの。	
（略）		（略）		
サービス区分	内容	サービス区分	内容	
モバイルサービス タイプd	株式会社NTTドコモが FOMA サービス契約約款、Xiサービス契約約款および5G サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様に基づき提供するもの。	モバイルサービス タイプd	株式会社NTTドコモが FOMA サービス契約約款 、Xiサービス契約約款および5G サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様に基づき提供するもの。	
（略）		（略）		
サービス区分	内容	サービス区分	内容	
標準SIMカード	当社が貸与するSIMカードのうち、形状を標準SIMとするもの	削除		
microSIMカード	当社が貸与するSIMカードのうち、形状をmicroSIMとするもの	削除		
nanoSIMカード	当社が貸与するSIMカードのうち、形状をnanoSIMとするもの	削除		
マルチSIMカード	当社が貸与するSIMカードのうち、形状をマルチSIMとするもの。	マルチSIMカード	当社が貸与するSIMカードのうち、形状をマルチSIMとするもの。	
追加		eSIMプロファイル	当社が提供するeSIMのうち、形状をデジタル形式のSIMとするもの。	
（略）		（略）		
機能区分	内容	機能区分	内容	
SMS機能	インターネットプロトコルによる相互通信並びに国内でのSMS送受信および国外へのSMS送信ができる機能。	SMS機能	インターネットプロトコルによる相互通信ならびに国内でのSMS送受信および国外へのSMS送信ができる機能。	
音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、国内および国外でのSMS送受信並びに音声通話ができる機能。	音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、国内および国外でのSMS送受信ならびに音声通話ができる機能。	
クーポン	当社が定める通信速度を超えて株式会社NTTドコモの3G、LTEおよび5G 通信網を利用できる通信容量。	クーポン	当社が定める通信速度を超えて株式会社NTTドコモの 3G -LTEおよび5G 通信網を利用できる通信容量。	
（略）		（略）		
追加		JAPAN ローミング™機能	非常時における通信手段の確保のため、国内携帯電話事業者※が共同で取り組むサービス。災害などで契約携帯電話事業者（被災事業者）のネットワークが利用できなくなった場合に、他の国内携帯電話事業者（救済事業者）の設備に切り替えて、通信を可能とする仕組み。 ※ 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社（以下同じとする。） なお、提供条件は株式会社NTTドコモまたはKDDI株式会社がそのwebサイトに公表しているJAPANローミング™となる。	
（略）		（略）		
提供区分	内容	提供区分	内容	

モバイルサービスタイプd 契約約款 新旧対照表

モバイル (SIMカード)	当社が本サービスを提供するにあたり、SIMカードのみを契約者に貸与するもの。	モバイル (SIM)	当社が本サービスを提供するにあたり、SIM カード のみを契約者に貸与または提供するもの。
モバイル (スマホセット)	当社がモバイル(SIMカード)とともに、別に定める個品割賦販売契約に基づき当社から契約者に端末を販売するもの。	モバイル (スマホセット)	当社がモバイル(SIM カード)とともに、別に定める個品割賦販売契約に基づき当社から契約者に端末を販売するもの。
(略)		(略)	
コース	内容	コース	内容
SMS 機能付きSIMカード	機能区分のSMS機能を有したSIMカードを提供するコースのこと。また、当該機能を有したSIMカード自体を指す場合もある。	SMS 機能付きSIM カード	機能区分のSMS機能を有したSIMカードを貸与またはeSIMを提供するコースのこと。また、当該機能を有したSIM カード 自体を指す場合もある。
音声機能付きSIMカード	機能区分の音声通話機能を有したSIMカードを提供するコースのこと。また、当該機能を有したSIMカード自体を指す場合もある。	音声機能付きSIMカード	機能区分の音声通話機能を有したSIMを貸与またはeSIMを提供するコースのこと。また、当該機能を有したSIM カード 自体を指す場合もある。
(略)		(略)	
料金プラン	内容	料金プラン	内容
0GBプラン	1枚のSIMカード(コースは契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ当社が定める通信速度で利用できるもの	0GBプラン	1枚のSIMカードまたは1つのeSIM(コースは契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ当社が定める0GBの通信速度で利用できるもの
3GBプラン	1枚のSIMカード(コースは契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ当社が定めるデータチャージが利用できるもの。	3GBプラン	1枚のSIMカードまたは1つのeSIM(コースは契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ当社が定める3GBのデータチャージが利用できるもの。
8GBプラン	1枚のSIMカード(コースは契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ当社が定めるデータチャージが利用できるもの。	8GBプラン	1枚のSIMカードまたは1つのeSIM(コースは契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ当社が定める8GBのデータチャージが利用できるもの。
20GBプラン	1枚のSIMカード(コースは契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ当社が定めるデータチャージが利用できるもの。	20GBプラン	1枚のSIMカードまたは1つのeSIM(コースは契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ当社が定める20GBのデータチャージが利用できるもの。
(略)		(略)	
MNP	電話番号を変更することなく、電気通信事業者を変更して音声通話機能付きSIMカードの提供を受けられるもの。	MNP	電話番号を変更することなく、電気通信事業者を変更して音声通話機能付きSIM カード の提供を受けられるもの。
(略)		(略)	
SIMカード	本サービスのために必要な契約者情報を記録したICカード。	SIMカード	本サービスの提供のために必要な契約者情報を記録したICカード。
追加		eSIM	本サービスの提供のために必要な契約情報を電子的に記録し、登録できるもの。
追加		SIM	SIMカードおよびeSIM
パケット通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信。	パケット通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信。
利用者回線等	利用者回線および利用者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または特定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備。	利用者回線等	利用者回線および利用者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または特定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備。
利用開始日	本サービス利用の申込を当社が承諾した後、当社が契約者にSIMカードを発送す	利用開始日	本サービス利用の申込を当社が承諾した後、当社が契約者にSIMの利用開始手続

モバイルサービスタイプd 契約約款 新旧対照表

	る日。(MNPの場合は、電話開通日)		き(アクティベート)が完了した日。(MNPの場合は、電話開通日)	
第7条 (本サービスの申し込み方法) (略) (4)利用者が契約者と異なる場合は、利用者の氏名、生年月日 (5)その他、申し込みの内容を特定するために必要な事項の書類 (略)		第7条 (本サービスの申し込み方法) (略) (4)利用者が契約者と異なる場合は、利用者の氏名、生年月日 (5)eSIMを利用する場合は、当該eSIMを設定する移動無線装置の識別情報(EID等)その他当社が別途定める事項 (6)その他、申し込みの内容を特定するために必要な事項の書類 (略)		
第4章 SIMカードの貸与等 第14条 (SIMカードの貸与) 当社は、契約者に対し、本サービスを利用するために必要な契約者情報を記録したICカード(標準SIMカード、microSIMカード、nanoSIMカード、マルチSIMカード、以下包括して「SIMカード」といいます。)を貸与します。この場合において、貸与するSIMカードの数は、1の本契約につき1枚とします。 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。		第4章 SIMカードの貸与等 第14条 (SIMカードの貸与または提供について) 当社は、契約者に対し、本サービスを利用するために必要な契約者情報を記録したICカード(標準SIMカード、microSIMカード、nanoSIMカード、マルチSIMカード1枚、以下包括して「SIMカード」といいます。)を貸与します。または、eSIMプロファイル1つのいずれか一方を1の契約につき貸与または提供します。この場合において、貸与するSIMカードの数は、1の本契約につき1枚とします。 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与または提供するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。		
第15条 (利用者識別番号その他の情報の登録等) 当社は、次の場合に、当社の貸与するSIMカードに利用者識別番号その他の情報の登録等を行います。 (1) SIMカードを貸与する場合 (2) その他、当社のSIMカードの貸与を受けている契約者から、その利用者識別番号その他の情報の登録等を要する請求がある場合 (3) 第9条(利用者識別番号)第2項の規定により利用者識別番号を変更する場合		第15条 (利用者識別番号その他の情報の登録等) 当社は、次の場合に、当社の貸与するSIMカードに利用者識別番号その他の情報の登録等を行います。 (1) SIMカードを貸与またはeSIMを提供する場合 (2) その他、当社のSIMカードの貸与またはeSIMの提供を受けている契約者から、その利用者識別番号その他の情報の登録等を要する請求がある場合 (3) 第9条(利用者識別番号)第2項の規定により利用者識別番号を変更する場合		
第16条 (SIMカードの情報消去および返還) 当社は、次の場合には、当社の貸与するSIMカードに登録された利用者識別番号およびその他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。 (1) SIMカードの貸与に係る利用契約の解除があった場合 (2) その他、SIMカードを利用しなくなった場合 2 契約者は、前項の各号に該当する場合、当社が貸与するSIMカードを当社が別に定める方法により、当社へ速やかに返還するものとします。 3 前項の規定によるほか、第14条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社がSIMカードの変更を行った場合、契約者は、当社に対し、変更前のSIMカードを返還するものとします。		第16条 (SIMカードの返還および情報消去および返還) 当社は、次の場合には、当社の貸与するSIMカードに登録された利用者識別番号およびその他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。 (1) SIMカードの貸与またはeSIMの提供に係る利用契約の解除があった場合 (2) その他、SIMカードを利用しなくなった場合 2 SIMカードの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、当社が貸与するSIMカードを当社が別に定める方法により、当該SIMカードを当社へ速やかに返還するものとします。 3 前項の規定によるほか、第14条(SIMカードの貸与または提供について)第2項の規定により、当社がSIMカードの変更を行った場合、SIMカードの貸与を受けている契約者は、当社に対し、変更前のSIMカードを返還するものとします。		
第17条 (SIMカードの管理責任) 契約者は、当社が貸与するSIMカードを注意をもって管理するものとします。 2 契約者は、当社が貸与するSIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社		第17条 (SIMカードの管理責任) 契約者は、当社が貸与または提供するSIMカードを注意をもって管理するものとします。 2 契約者は、当社が貸与または提供するSIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社		

モバイルサービスタイプd 契約約款 新旧対照表

に届け出るものとします。 3 当社は、第三者が当社が貸与するSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなします。 4 当社は、当社が貸与するSIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。 5 契約者は、当社が貸与するSIMカードの盗難、紛失または毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、別に定める料金表に記載のSIMカード再発行手数料を支払うものとします。	社に届け出るものとします。 3 当社は、第三者が当社が貸与または提供するSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与または提供を受けている契約者が利用したものとみなします。 4 当社は、当社が貸与または提供するSIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。 5 契約者は、当社が貸与または提供するSIMカードの盗難、紛失または毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与または提供を請求し、その承諾を受けたときは、別に定める料金表に記載のSIMカード再発行手数料を支払うものとします。							
第 21 条（電波伝播条件による通信場所の制約） 通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。 なお、本条に規定するサービス区域については、日本国内において特定事業者のサービス提供エリアに準ずるものとします。	第 21 条（電波伝播条件による通信場所の制約） 通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。 なお、本条に規定するサービス区域については、日本国内において特定事業者のサービス提供エリアおよび、JAPANローミング™により利用可能な提携事業者のサービスエリアに準ずるものとします。							
第 24 条（オプションサービスの申し込み等） 当社は、SMS機能付きSIMカード、音声通話機能付きSIMカードにおいて、危険SMS拒否設定が適用されることについて、契約者があらかじめ同意したものとみなします。なお、すべてのフィッシングSMSの拒否を保証するものではありません。また、拒否されたSMSは復旧できません。	第 24 条（オプションサービスの申し込み等） 当社は、SMS機能付きSIMカード、音声通話機能付きSIMカードにおいて、危険SMS拒否設定が適用されることについて、契約者があらかじめ同意したものとみなします。なお、すべてのフィッシングSMSの拒否を保証するものではありません。また、拒否されたSMSは復旧できません。							
	第 29 条（緊急通報に係る情報通知） JAPAN ローミング™機能を用いた緊急通報通話について、下表の規定により、その回線に係る情報を、他の国内携帯電話事業者を通じて下表に規定する相手先に通知することがあります。ただし、下表に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関または又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。 <table><tr><th>当社が通知する情報</th><th>通知する相手先</th></tr><tr><td>1 発信を行った契約者回線に係る電話番号または端末設備から送出される IMSI(国際移動電話加入者識別番号。)</td><td>その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等または他の国内携帯電話事業者</td></tr><tr><td>2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報または前項により他の国内携帯電話事業者がその回線から取得した情報に基づき、他の国内携帯電話事業者が計算した緯度および経度の情報をいいます。)およびその回線に係る電話番号または端末設備から送出されるIMSI(国際移動電話加入者識別番号。)</td><td>その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関もしくは他の国内携帯電話事業者</td></tr></table> 2 JAPANローミング™機能を用いた緊急通報通話について、その発信に先立ち184または186をダイヤルした場合、通話ができな	当社が通知する情報	通知する相手先	1 発信を行った契約者回線に係る電話番号または端末設備から送出される IMSI(国際移動電話加入者識別番号。)	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等または他の国内携帯電話事業者	2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報または前項により他の国内携帯電話事業者がその回線から取得した情報に基づき、他の国内携帯電話事業者が計算した緯度および経度の情報をいいます。)およびその回線に係る電話番号または端末設備から送出されるIMSI(国際移動電話加入者識別番号。)	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関もしくは他の国内携帯電話事業者	新設
当社が通知する情報	通知する相手先							
1 発信を行った契約者回線に係る電話番号または端末設備から送出される IMSI(国際移動電話加入者識別番号。)	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等または他の国内携帯電話事業者							
2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報または前項により他の国内携帯電話事業者がその回線から取得した情報に基づき、他の国内携帯電話事業者が計算した緯度および経度の情報をいいます。)およびその回線に係る電話番号または端末設備から送出されるIMSI(国際移動電話加入者識別番号。)	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関もしくは他の国内携帯電話事業者							

モバイルサービスタイプd 契約約款 新旧対照表

	い場合があります。																																
	3 JAPANローミング™機能を用いた緊急通報通話について、その発信に先立ち184をダイヤルした通話その他契約者が電話番号をその通話の着信のあった回線等へ通知しない取り扱いを求めた通話であっても、第1項に基づく通知を行うことがあります。																																
第29条（利用に係る契約者の義務） (略) (3) SIMカードに登録されている利用者識別番号その他の情報の読み出し、変更、または消去をしないこと (略) 2 契約者と利用者が異なる場合、契約者は利用者に対して本約款を遵守させる義務を負うものとし、第12条(当社が行う利用契約の解除)、第19条(提供停止)、本条および第32条(反社会的勢力の排除)の定めについては、利用者についても契約者に準じて取り扱います。	第30条（利用に係る契約者の義務） (略) (3) SIMカードに登録されている利用者識別番号その他の情報の読み出し、変更、または消去をしないこと (略) 2 契約者と利用者が異なる場合、契約者は利用者に対して本約款を遵守させる義務を負うものとし、第12条(当社が行う利用契約の解除)、第19条(提供停止)、本条および第33条(反社会的勢力の排除)の定めについては、利用者についても契約者に準じて取り扱います。																																
附則 本約款は、2026年3月1日より施行します。	附則 本約款は、2026年7月27日より施行します。																																
別表 2. 料金額 (表 1)月額料金	別表 2. 料金額 (表 1)月額料金																																
<table><tr><td>コース</td><td>プラン</td><td>月額料金</td></tr><tr><td>SMS機能付きSIMカード (データ通信)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>音声通話機能付きSIMカード※1 (データ通信＋音声通話)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	コース	プラン	月額料金	SMS機能付きSIMカード (データ通信)	(略)	(略)	音声通話機能付きSIMカード※1 (データ通信＋音声通話)	(略)	(略)	<table><tr><td>コース</td><td>プラン</td><td>月額料金</td></tr><tr><td>SMS機能付きSIMカード</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>音声通話機能付きSIMカード※1 (データ通信＋音声通話)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	コース	プラン	月額料金	SMS機能付きSIMカード	(略)	(略)	音声通話機能付きSIMカード※1 (データ通信＋音声通話)	(略)	(略)														
コース	プラン	月額料金																															
SMS機能付きSIMカード (データ通信)	(略)	(略)																															
音声通話機能付きSIMカード※1 (データ通信＋音声通話)	(略)	(略)																															
コース	プラン	月額料金																															
SMS機能付きSIMカード	(略)	(略)																															
音声通話機能付きSIMカード※1 (データ通信＋音声通話)	(略)	(略)																															
(略) (表 2)オプションサービス (略) ※2 音声通話機能付きSIMカードのみご契約いただけます。 (略) (表 3)各種手数料	(略) (表 2)オプションサービス (略) ※2 音声通話機能付きSIMカードのみご契約いただけます。 (略) (表 3)各種手数料																																
<table><tr><td>登録手数料</td><td>3,300 円</td><td></td></tr><tr><td>SIMカード再発行／変更手数料</td><td>3,300 円</td><td></td></tr><tr><td>追加</td><td></td><td></td></tr><tr><td>追加</td><td></td><td></td></tr><tr><td>MNP 転出手数料</td><td>0 円</td><td></td></tr></table>	登録手数料	3,300 円		SIMカード再発行／変更手数料	3,300 円		追加			追加			MNP 転出手数料	0 円		<table><tr><td>登録手数料</td><td>3,300 円</td><td></td></tr><tr><td>SIMカード再発行／変更手数料</td><td>3,300 円</td><td></td></tr><tr><td>eSIM再発行手数料</td><td>無料</td><td></td></tr><tr><td>SIM変更手数料</td><td>3,300 円</td><td></td></tr><tr><td>MNP 転出手数料</td><td>無料</td><td></td></tr></table>	登録手数料	3,300 円		SIMカード再発行／変更手数料	3,300 円		eSIM再発行手数料	無料		SIM変更手数料	3,300 円		MNP 転出手数料	無料			
登録手数料	3,300 円																																
SIMカード再発行／変更手数料	3,300 円																																
追加																																	
追加																																	
MNP 転出手数料	0 円																																
登録手数料	3,300 円																																
SIMカード再発行／変更手数料	3,300 円																																
eSIM再発行手数料	無料																																
SIM変更手数料	3,300 円																																
MNP 転出手数料	無料																																
(略)	(略)																																
最後 ※「Xi(クロッシィ)」、「FOMA」は株式会社 NTT ドコモの登録商標です。	最後 ※「Xi(クロッシィ)」、「FOMA」は株式会社 NTT ドコモの登録商標です。 ※ JAPAN ローミング™は一般社団法人電気通信事業者協会(TCA)の商標です。																																